

表ト設一気 14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (1/5)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {616} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 転換工場 (3) 工場棟 転換工場 (4) 工場棟 転換工場 (5) 工場棟 転換工場 (6) 工場棟 転換工場 (7) 工場棟 転換工場 (8) 工場棟 転換工場 (9) 工場棟 転換工場 (10) 工場棟 転換工場 (11) 工場棟 転換工場 (12) 工場棟 転換工場 (13) 工場棟 転換工場 (14) 工場棟 転換工場 (15) 工場棟 転換工場 (16) 工場棟 転換工場 (17) 工場棟 転換工場 (18) 工場棟 転換工場 (19) 工場棟 転換工場 (20) 工場棟 転換工場
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (フィルタ室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (付帯設備室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室室内排気系統(1)) (6) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室室内排気系統(2)) (7) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(1)) (8) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(2)) (9) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(3)) (10) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(4)) (11) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(5)) (12) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物処理室内排気系統(1)) (13) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物処理室内排気系統(2)) (14) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (チェックタンク室局所排気系統(2)) (15) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (計器室内排気系統) (16) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (第 2 核燃料倉庫、前室内排気系統) (17) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統) (18) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (分析室、分光分析室室内排気系統) (19) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (分析室、分光分析室局所排気系統(1)) (20) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (分析室、分光分析室局所排気系統(2))

表ト設一気 14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (2/5)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(2) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダクトのルートを変更する。 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(3) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(4) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(5) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(6) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(7) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパ及び排気ダクトの板厚を変更(1.5mm 以上)する。 <p>(8) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 <p>(9) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。
-------------	--

表ト設一気 14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (3/5)

	<p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダクトのルートを変更する。 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパ及び排気ダクトの板厚を変更(1.5mm以上)する。 <p>(20) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。
--	--

表ト設一気 14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (4/5)

員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式 (9) 1 式 (10) 1 式 (11) 1 式 (12) 1 式 (13) 1 式 (14) 1 式 (15) 1 式 (16) 1 式 (17) 1 式 (18) 1 式 (19) 1 式 (20) 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 14
	寸法 (単位 : mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

表ト設一気 14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (5/5)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第 1 類とする。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 {616} 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) 第 1 類、第 2 類耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 1-1、図ト系 1-3、図ト系 1-4、図ト系 1-5、図ト系 1-6、図ト系 1-7、図ト系 1-8、図ト系 1-9、図ト系 1-10、図ト系 1-11、図ト系 1-12、図ト系 1-13、図ト系 1-14、図ト系 1-18、図ト系 1-22、図ト系 1-23、図ト系 1-25、図ト系 1-26、図ト系 1-27、図ト系 1-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 15 気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {626} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) (1)スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)(転換加工室局所排気系統(2))
変更内容		(1)更新 ・ 保全のため貯槽を更新する。
員数		1 式 (1)4 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 15
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (1) <input type="text"/> (1) <input type="text"/> (1) <input type="text"/>
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気15 気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) (626) (スクラバ) 第3類 本体部材: [] [] 本体取付ボルト: [] [] (626) (スクラバ架台) 第3類 架台部材: [] 架台アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図リ建-50参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設9] 排気中のアンモニアガス、ふっ素を除去する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-9、図ト設-気8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 16 気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {628} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 転換工場 (3) 工場棟 転換工場 (4) 工場棟 転換工場 (5) 工場棟 転換工場 (6) 工場棟 転換工場 (7) 工場棟 転換工場 (8) 工場棟 転換工場 (9) 工場棟 転換工場
機器名		気体廃棄設備(1) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ (転換加工室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ (転換加工室・チェックタンク室給気系統) (3) 給気ダクト・ダンパ (廃棄物処理室給気系統) (4) 給気ダクト・ダンパ (転換加工室・工作室給気系統) (5) 給気ダクト・ダンパ (工作室・計器室給気系統) (6) 給気ダクト・ダンパ (第 2 核燃料倉庫、前室給気系統) (7) 給気ダクト・ダンパ (作業室(2)、除染室(2)、通路(2)給気系統) (8) 給気ダクト・ダンパ (分析室、分光分析室給気系統(1)) (9) 給気ダクト・ダンパ (分析室、分光分析室給気系統(2))
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 (4) 改造 ・ 補強する。 (5) 改造 ・ 補強する。 (6) 改造 ・ 補強する。 (7) 改造 ・ 補強する。 (8) 改造 ・ 補強する。 (9) 改造 ・ プレフィルタを追加する。 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の給気ダクト及び逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm 以上)する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式 (9) 1 式

表ト設一気 16 気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 16
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
技術基準に基づく設計 (注)	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 [628] 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 1-32、図ト系 1-33、図ト系 1-34、図ト系 1-35、図ト系 1-36、図ト系 1-37、図ト系 1-38、図ト系 1-39、図ト系 1-40	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 17 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (1/5)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (1)) 気体廃棄設備 (1) {629} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (1)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、 設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 転換工場 (3) 工場棟 転換工場 (4) 工場棟 転換工場 (5) 工場棟 転換工場 (6) 工場棟 転換工場 (7) 工場棟 転換工場 (8) 工場棟 転換工場 (9) 工場棟 転換工場 (10) 工場棟 転換工場 (11) 工場棟 転換工場 (12) 工場棟 転換工場 (13) 工場棟 転換工場 (14) 工場棟 転換工場 (15) 工場棟 転換工場 (16) 工場棟 転換工場 (17) 工場棟 転換工場 (18) 工場棟 転換工場 (19) 工場棟 転換工場 (20) 工場棟 転換工場 (21) 工場棟 転換工場 (22) 工場棟 転換工場

表ト設一気 17 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (2/5)

機器名	気体廃棄設備(1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (付帯設備室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室室内排気系統(1)) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室室内排気系統(2)) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(1)) (5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(2)) (6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(3)) (7) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(4)) (8) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(5)) (9) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室内排気系統(2)) (10) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室局所排気系統) (11) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (チェックタンク室内排気系統) (12) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (チェックタンク室局所排気系統(1)) (13) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (チェックタンク室局所排気系統(2)) (14) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (工作室室内排気系統(1)) (15) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (工作室室内排気系統(2)) (16) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (工作室局所排気系統) (17) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (第2核燃料倉庫、前室室内排気系統) (18) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(2)室内・局所排気系統) (19) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統) (20) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室室内排気系統) (21) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室局所排気系統(1)) (22) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室局所排気系統(2))
-----	---

表ト設一気 17 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (3/5)

変更内容	
	(1) 改造 ・ 補強する。
	(2) 改造 ・ 補強する。
	(3) 改造 ・ 補強する。
	(4) 改造 ・ 補強する。
	(5) 改造 ・ 補強する。
	(6) 改造 ・ 補強する。
	(7) 改造 ・ 補強する。
	(8) 改造 ・ 補強する。
	(9) 改造 ・ 補強する。
	(10) 改造 ・ 補強する。
	(11) 改造 ・ 補強する。
	(12) 改造 ・ 補強する。
	(13) 改造 ・ 補強する。
	(14) 改造 ・ 補強する。
	(15) 改造 ・ 補強する。
	(16) 改造 ・ 補強する。
	(17) 改造 ・ 補強する。
	(18) 改造 ・ 補強する。
	(19) 改造 ・ 補強する。
	(20) 改造 ・ 補強する。
	(21) 改造 ・ 補強する。
	(22) 改造 ・ 補強する。

表ト設一気17 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (4/5)

員数	1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 1式 (8) 1式 (9) 1式 (10) 1式 (11) 1式 (12) 1式 (13) 1式 (14) 1式 (15) 1式 (16) 1式 (17) 1式 (18) 1式 (19) 1式 (20) 1式 (21) 1式 (22) 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気17
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/> (15) <input type="text"/> (16) <input type="text"/> (17) <input type="text"/> (18) <input type="text"/> (19) <input type="text"/> (20) <input type="text"/> (21) <input type="text"/> (22) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物	

表ト設一気17 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表(5/5)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 (629) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.7-設8] 水素の滞留防止のために排気口を配置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系1-3、図ト系1-6、図ト系1-7、図ト系1-8、図ト系1-9、図ト系1-10、図ト系1-11、図ト系1-12、図ト系1-14、図ト系1-15、図ト系1-16、図ト系1-17、図ト系1-18、図ト系1-19、図ト系1-20、図ト系1-21、図ト系1-23、図ト系1-24、図ト系1-25、図ト系1-26、図ト系1-27、図ト系1-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 18 気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {630} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 18
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 18 気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) {630} (スクラバ) 第 3 類 本体部材: <input type="text"/> 本体アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する (三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設 8] 排気中の硝酸 (NOx 含む) を除去する。	
添付図	図ト配一気 1、図ト系 1-10、図ト設一気 9	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 19 気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {631} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) アルカリスクラバ (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 19
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 19 気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) {631} (アルカリスクラバ) 第 3 類 本体部材: <input type="text"/> 本体アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図イ建-50 参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)]工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設 8] 排気中の硝酸 (NOx 含む) を除去する。	
添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-10、図ト設-気 10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 20 気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {632} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排ガス冷却装置 (ウラン回収 第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排 気系統(3))
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基
一 般 仕 様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 20
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気20 気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) {632} (排ガス冷却装置) 第2類 本体部材: <input type="text"/> 本体取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {632} (排ガス冷却装置架台) 第2類 架台部材: <input type="text"/> 架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 架台は、複数の気体廃棄設備({632}・{633})を設定しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図リ建-50参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)]工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設5] 排気を冷却する。	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-10、図ト設一気5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 21 気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {633} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 21
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気21 気体廃棄設備(1) コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) {633} (コンデンサ) 第2類 本体部材: [] [] 本体取付ボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図リ建-50参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設5] 排気を冷却する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-10、図ト設-気6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 22 気体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (1)) 気体廃棄設備 (1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (1)) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		気体廃棄設備 (1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) (チェックタンク室局所排気系統 (2))
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 22
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 22 気体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) (634) (スクラバ) 第 3 類 本体部材: []、[] 本体アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第 19-0801 号 図イ建-50 参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。なお、構造部材として [] を使用するスクラバ本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 5] 排気を冷却する。 [99-設 10] 排気経路に耐腐食性材料を使用する。	
添付図	図ト配-気 1、図ト系 1-18、図ト設-気 11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 23 気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {635} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排ガス分解装置 {637} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 安全燃焼インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 屋外
機器名		気体廃棄設備(1) 排ガス分解装置 (転換加工室局所排気系統(1))
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため部材を追加する。 ・ 耐震補強のため固定ボルトを追加する。
員数		1 式 2 基
一般仕様	型式	触媒燃焼式
	主要な構造材	別表ト設一気 23
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	助燃用プロパンガス供給配管系統 (弁類)、安全燃焼インターロック制御盤 (アンモニア系排気処理設備)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気23 気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第2類に分類する。 (635) (排ガス分解装置(1)) 第2類 本体部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 本体アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (635) (排ガス分解装置(2)) 第2類 本体部材: <input type="text"/> 本体アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (637) 安全燃焼インターロック 第2類 制御盤部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 制御盤アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設13] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設17] 降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設4] 排気中のアンモニアガスを除去する。 [99-設12] 安全燃焼インターロックを設置する。
添付図	図ト配-気1、図ト系1-8、図ト設-気4、図ト制-気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 24 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {636} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排気ダクト・ダンパ (高性能 エアフィルタ～排気塔)
設置場所		工場棟 転換工場
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工 室局所排気系統(1))
変更内容		改造 ・ 補強する。
員数		1 式 1 式
一 般 仕 様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 24
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気24 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。また、一部のダクトは十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {636} 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) 第2類 耐震重要度分類第2類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] 屋外に設置するダクトは、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系1-8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 25 気体廃棄設備(1) スクラバ (分析系統) 仕様表 (1/2)

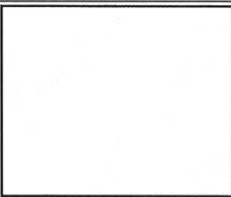
事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {638} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) スクラバ (分析系統)
設置場所		付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		気体廃棄設備(1) スクラバ (分析系統) (分析室、分光分析室局所排気系統(1))
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため改造する。 ・ 排水タンク移設のため配管を改造する。
員数		1 式 1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 25
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 25 気体廃棄設備(1) スクラバ(分析系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) (638) (スクラバ) 第3類 本体部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 本体アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図イ建-50参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4次申請の13.1-建 1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設 6] 排気中の酸性ガスを中和する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-27、図ト設-気12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 26 気体廃棄設備(2)給気ファン(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	気体廃棄設備(2)
		{641} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	給気ファン
		{649} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 機械室 (2) 工場棟 成型工場 機械室 (3) 工場棟 成型工場 機械室 (4) 工場棟 成型工場 機械室 (5) 工場棟 成型工場 機械室 (6) 工場棟 成型工場 機械室 (7) 工場棟 成型工場 機械室	
機器名		気体廃棄設備(2) 給気ファン (1) 給気ファン (燃料棒溶接室、燃料棒補修室給気系統) (2) 給気ファン (ペレット貯蔵室給気系統) (3) 給気ファン (ペレット加工室給気系統(1)) (4) 給気ファン (ペレット加工室給気系統(2)) (5) 給気ファン (ペレット加工室給気系統(3)) (6) 給気ファン (廃水処理室、洗濯室、作業室、廃棄物缶詰室、廃棄物一時貯蔵所、更衣室(2)給気系統) (7) 給気ファン (検査室給気系統)	
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 改造 ・ファンを更新する。 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 改造 ・ファンを更新する。 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (7) 改造 ・ファンを更新する。 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。	
員数		1 式 (1) 1 基 [27A] (2) 2 基 [22A、221A] (3) 1 基 [21A] (4) 1 基 [24A] (5) 1 基 [23A] (6) 1 基 [39A] (7) 1 基 [40A]	
一般仕様	型式	遠心送風式	
	主要な構造材	別表ト設一気 26	
	寸法 (単位: mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
		(4)	
	(5)		
	(6)		
	(7)		
	その他の構成機器	制御盤	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	

表ト設一気26 気体廃棄設備(2)給気ファン(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {641} (給気ファン) 第3類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト：別表ト設一気26、図ト設一気3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気2、図ト系2-19、図ト系2-20、図ト系2-21、図ト系2-22、図ト系2-23、図ト系2-25、図ト系2-26、図ト設一気3、図ト制一気3、図ト制配一気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 27 気体廃棄設備(2)給気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {641} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 給気ファン {649} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		工場棟 成型工場 機械室
機器名		気体廃棄設備(2) 給気ファン (フィルタ室(1)給気系統)
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基 [42A]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 27
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 27 気体廃棄設備(2)給気ファン(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {641} (給気ファン) 第 3 類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 27、図ト設一気 3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-27、図ト設一気 3、図ト制一気 3、図ト制配一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 28 気体廃棄設備(2)給気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {641} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 給気ファン {649} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 給排気ファンの起動停止イン ターロック
設置場所		放射線管理棟 屋外
機器名		気体廃棄設備(2) 給気ファン (作業室、廃棄物缶詰室給気系統)
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基 [SF3]
一 般 仕 様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 28
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 28 気体廃棄設備(2)給気ファン(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {641} (給気ファン) 第 3 類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 28、図ト設一気 3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設 15] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも作動できる設計とする。 [8.1-設 17] 降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設 19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設 4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-24、図ト設一気 3、図ト制一気 3、図ト制配一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 29 気体廃棄設備(2)排気ファン(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {642} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 排気ファン {649} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 給排気ファンの起動停止イン ターロック {652} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 負圧警報装置
設置場所		工場棟 成型工場 機械室
機器名		気体廃棄設備(2) 排気ファン (燃料棒溶接室室内排気系統)
変更内容		変更なし
員数		1 式 2 基 [26RV、261RV]
一 般 仕 様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 29
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 29 気体廃棄設備(2)排気ファン(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト（建物境界を除く）は耐震重要度分類第3類とする。 (642)（排気ファン）第2類 本体部材：—（高剛性のためボルト評価で代表） 本体アンカーボルト：別表ト設一気 29、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備（排気ファン、制御盤）高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設 5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件（排気ファンの全停止）においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設 71] 廃棄能力（各系統合計で143,000m ³ /時以上）を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-1、図ト設一気 1、図ト制一気 3、図ト制配一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 30 気体廃棄設備(2)排気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {642} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 排気ファン {649} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 給排気ファンの起動停止イン ターロック {652} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 負圧警報装置
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (2) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1)	
機器名	気体廃棄設備(2) 排気ファン (1) 排気ファン(洗濯室局所排気系統) (2) 排気ファン(フィルタ室(1)室内排気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。	
員数	1 式 (1) 1 基 [EF3] (2) 1 基 [43V]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 30
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気 30 気体廃棄設備(2)排気ファン(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。一部の排気ファンは十分な支持性能を有する成型工場に設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト（建物境界を除く）は耐震重要度分類第 3 類とする。 (642)（排気ファン） 第 2 類 本体部材：—（高剛性のためボルト評価で代表） 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 30、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 排気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第 1 種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備（排気ファン、制御盤）高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設 5] 廃棄設備全停止による第 1 種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件（排気ファンの全停止）においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設 71] 廃棄能力（各系統合計で 143,000m ³ /時以上）を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-10、図ト系 2-18、図ト設一気 1、図ト制一気 3、図ト制配一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 31 気体廃棄設備(2)排気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	気体廃棄設備(2)	
設置場所		{642} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	排気ファン	
		{649} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	給排気ファンの起動停止インターロック	
		{652} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	負圧警報装置	
		(1) 工場棟 成型工場 機械室		
		(2) 工場棟 成型工場 機械室		
		(3) 工場棟 成型工場 機械室		
		(4) 工場棟 成型工場 機械室		
		(5) 工場棟 成型工場 機械室		
機器名		(6) 工場棟 成型工場 機械室		
		(7) 工場棟 成型工場 機械室		
		(8) 工場棟 成型工場 機械室		
		気体廃棄設備(2) 排気ファン		
		(1) 排気ファン (燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統)		
		(2) 排気ファン (ペレット加工室内排気系統)		
		(3) 排気ファン (ペレット加工室局所排気系統(1))		
		(4) 排気ファン (ペレット加工室内・局所排気系統(3))		
変更内容		(5) 排気ファン (ペレット加工室局所排気系統(4))		
		(6) 排気ファン (作業室内排気系統(1))		
		(7) 排気ファン (廃棄物缶詰室局所排気系統(1))		
		(8) 排気ファン (廃棄物一時貯蔵所室内排気系統)		
		(1) 変更なし		
		(2) 変更なし		
		(3) 変更なし		
		(4) 変更なし		
員数		(5) 変更なし		
		(6) 変更なし		
		(7) 変更なし		
		(8) 変更なし		
		1 式		
		(1) 2 基 [25V、251V]		
		(2) 4 基 [18RV、19RV、20RV、181RV]		
		(3) 2 基 [17V、171V]		
一般仕様	型式	遠心送風式		
	主要な構造材	別表ト設一気 31		
	寸法 (単位: mm)	(1)		
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
(7)				
(8)				
その他の構成機器	制御盤			
その他の性能	-			
取扱う核燃料物質の状態	-			

表ト設一気 31 気体廃棄設備(2)排気ファン(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 (642) (排気ファン) 第2類 本体部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気 31、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設 71] 廃棄能力(各系統合計で143,000m ³ /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-2、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-11、図ト系 2-13、図ト系 2-15、図ト設一気 1、図ト制一気 3、図ト制配一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設一気 32 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011号(平成 29年 11月 1日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {643} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 高性能エアフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (2) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (3) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (4) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (5) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (6) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (7) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (8) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (9) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (10) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (11) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1) (12) 工場棟 成型工場 フィルタ室(1)
機器名		気体廃棄設備(2) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ(燃料棒溶接室室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ(燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) (3) 高性能エアフィルタ(ペレット貯蔵室室内排気系統) (4) 高性能エアフィルタ(ペレット加工室室内排気系統) (5) 高性能エアフィルタ(ペレット加工室局所排気系統(1)) (6) 高性能エアフィルタ(ペレット加工室局所排気系統(2)) (7) 高性能エアフィルタ(ペレット加工室室内・局所排気系統(3)) (8) 高性能エアフィルタ(ペレット加工室局所排気系統(4)) (9) 高性能エアフィルタ(廃水処理室室内排気系統) (10) 高性能エアフィルタ(洗濯室局所排気系統) (11) 高性能エアフィルタ(作業室室内排気系統(1)) (12) 高性能エアフィルタ(フィルタ室(1)室内排気系統)

表ト設一気 32 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(2) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(3) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(4) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(5) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(6) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(7) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(8) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(9) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(10) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(11) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(12) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p>
<p>員数</p>	<p>1 式 (1) 10 個 [201~210] (2) 2 個 [259、260]、8 個 [251~258] (3) 6 個 [301~306] (4) 11 個 [401~407、411~414] (5) 18×2 個 [451~468 前後] (6) 3 個 [408~410] (7) 52×2 個 [501~516、551~568、571~588 前後] (8) 21×2 個 [471~491 前後] (9) 2 個 [641、642] (10) 2 個 [631、632] (11) 3 個 [621~623] (12) 5 個 [601~605]</p>

表ト設一気 32 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (3/4)

一般仕様	型式	セルフコンテナツ型													
	主要な構造材	別表ト設一気 32													
	寸法 (単位 : mm)	(1) <table border="1" data-bbox="671 353 850 685"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table> (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)													
その他の構成機器	—														
その他の性能	捕集効率 2段 : 99.997%以上、1段 : 99.97%以上														
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物														
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—													
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床(鋼板)に設置する。													

表ト設一気 32 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第 2 類とする。 (643)（高性能エアフィルタ架台） 第 2 類 支持脚部材： 別表ト設一気 32 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気 32、図ト設-2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。 [11.7-設 12] 高性能エアフィルタは水素爆発の影響を受けない設計とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタ（2 段）を設置する。 [20.1-設 70] 高性能エアフィルタを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-1、図ト系 2-2、図ト系 2-3、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-6、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-9、図ト系 2-10、図ト系 2-11、図ト系 2-18、図ト設一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気33 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {643} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 高性能エアフィルタ
設置場所		放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		気体廃棄設備(2) 高性能エアフィルタ(廃棄物缶詰室局所排気系統(1))
変更内容		改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。
員数		1式 3個 [651~653]
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気33
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 1段:99.97%以上
取扱う核燃料物質の状態		気体廃棄物

表ト設一気33 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とする。 {643}（高性能エアフィルタ架台）第2類 支持脚部材： 別表ト設一気33 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気33、図ト設一気2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気2、図ト系2-13、図ト設一気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 34 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {643} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 高性能エアフィルタ
設置場所		放射線管理棟 機械室
機器名		気体廃棄設備(2) 高性能エアフィルタ(廃棄物一時貯蔵所室内排気系統)
変更内容		改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ フィルタを移設する。
員数		1 式 3 個 [611~613]
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気 34
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 1 段 : 99.97%以上
取扱う核燃料物質の状態		気体廃棄物

表ト設一気 34 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とする。 (643)（高性能エアフィルタ架台）第2類 支持脚部材： 別表ト設-気 34 支持脚アンカーボルト： 別表ト設-気 34、図ト設-気 2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配-気 2、図ト系 2-15、図ト設-気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設一気 35 気体廃棄設備(2)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	気体廃棄設備(2)
設置場所		{644} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	
機器名		(1) 工場棟 成型工場 機械室 (2) 工場棟 成型工場 機械室 (3) 工場棟 成型工場 機械室 (4) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (5) 工場棟 成型工場 機械室 (6) 工場棟 成型工場 機械室 (7) 工場棟 成型工場 機械室	
変更内容		気体廃棄設備(2) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(燃料棒溶接室、燃料棒補修室給気系統) (2) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室給気系統(1)) (3) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室給気系統(2)) (4) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室、廃棄物缶詰室給気系統) (5) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(廃水処理室、洗濯室、作業室、廃棄物缶詰室、廃棄物一時貯蔵所、更衣室(2)給気系統) (6) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(検査室給気系統) (7) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(フィルタ室(1)給気系統)	
員数		(1) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。 (2) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。 (3) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。 (4) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。 (5) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。 (6) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。 (7) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。	
一般仕様	型式	逆止ダンパ	
	主要な構造材	別表ト設一気 35	
	寸法(単位:mm)	(1)	[]
		(2)	
		(3)	
		(4)	
		(5)	
	(6)		
	(7)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	

表ト設一気 35 気体廃棄設備(2)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 {644} 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ※第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気2、図ト系2-19、図ト系2-21、図ト系2-22、図ト系2-24、図ト系2-25、図ト系2-26、図ト系2-27、図ト設-気13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 36 気体廃棄設備(2)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {645} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 排気塔 (2) 工場棟 成型工場 排気塔 (3) 工場棟 成型工場 排気塔 (4) 工場棟 成型工場 排気塔 (5) 工場棟 成型工場 排気塔 (6) 工場棟 成型工場 排気塔 (7) 工場棟 成型工場 排気塔 (8) 工場棟 成型工場 排気塔 (9) 工場棟 成型工場 排気塔 (10) 工場棟 成型工場 排気塔 (11) 工場棟 成型工場 排気塔 (12) 工場棟 成型工場 排気塔 (13) 工場棟 成型工場 排気塔
機器名		気体廃棄設備(2) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(燃料棒溶接室室内排気系統) (2) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) (3) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット貯蔵室室内排気系統) (4) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室室内排気系統) (5) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室局所排気系統(1)) (6) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室局所排気系統(2)) (7) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室室内・局所排気系統(3)) (8) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室局所排気系統(4)) (9) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(洗濯室局所排気系統) (10) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室室内排気系統(1)) (11) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(廃棄物缶詰室局所排気系統(1)) (12) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(廃棄物一時貯蔵所室内排気系統) (13) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(フィルタ室(1)室内排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (2) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (3) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (4) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部) (5) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (6) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (7) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (8) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 (9) 変更なし (10) 変更なし (11) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部) (12) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。 ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部) (13) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り換える。

表ト設一気 36 気体廃棄設備(2)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (2/3)

員数	1 式 (1) 1 個 (2) 1 個 (3) 1 個 (4) 1 個 (5) 1 個 (6) 3 個 (7) 1 個 (8) 1 個 (9) 1 個 (10) 1 個 (11) 1 個 (12) 1 個 (13) 1 個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 36
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止	—
(注)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場に設置する。

表ト設一気 36 気体廃棄設備(2)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (3/3)


技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 {645} 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) *第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	[23.1-設 2] 逆流防止ダンパを設置する。	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気 2、図ト系 2-1、図ト系 2-2、図ト系 2-3、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-6、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-10、図ト系 2-11、図ト系 2-13、図ト系 2-15、図ト系 2-18、図ト設-気 13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設一気 37 気体廃棄設備(2)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (2)) 気体廃棄設備 (2) {646} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (2)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 工場棟 成型工場 (4) 工場棟 成型工場 (5) 工場棟 成型工場 (6) 工場棟 成型工場 (7) 工場棟 成型工場 (8) 工場棟 成型工場 (9) 工場棟 成型工場	
機器名	気体廃棄設備(2) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ (燃料棒溶接室、燃料棒補修室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ (ペレット貯蔵室給気系統) (3) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(1)) (4) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(2)) (5) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(3)) (6) 給気ダクト・ダンパ (作業室、廃棄物缶詰室給気系統) (7) 給気ダクト・ダンパ (廃水処理室、洗濯室、作業室、廃棄物缶詰室、廃棄物一時貯蔵所、更衣室(2)給気系統) (8) 給気ダクト・ダンパ (検査室給気系統) (9) 給気ダクト・ダンパ (フィルタ室(1)給気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (4) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (5) 改造 ・ 補強する。 (6) 改造 ・ 補強する。 (7) 改造 ・ 補強する。 (8) 改造 ・ 補強する。 (9) 改造 ・ 補強する。	
員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式 (9) 1 式	

表ト設一気 37 気体廃棄設備(2)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	ダクト・ダンパ		
	主要な構造材	別表ト設一気 37		
	寸法 (単位: mm)	(1)		
		(2)		
		(3)		
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
その他の構成機器	-			
その他の性能	-			
取扱う核燃料物質の状態	-			
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-		
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場に設置する。また、一部のダクトは十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。		

表ト設一気37 気体廃棄設備(2)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 {646} 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] 屋外に設置するダクトは、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 2-19、図ト系 2-20、図ト系 2-21、図ト系 2-22、図ト系 2-23、図ト系 2-24、図ト系 2-25、図ト系 2-26、図ト系 2-27	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 38 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (1/4)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {647} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 工場棟 成型工場 (4) 工場棟 成型工場 (5) 工場棟 成型工場 (6) 工場棟 成型工場 (7) 工場棟 成型工場 (8) 工場棟 成型工場 (9) 工場棟 成型工場 (10) 工場棟 成型工場 (11) 工場棟 成型工場 (12) 工場棟 成型工場	
機器名	気体廃棄設備(2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット貯蔵室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室室内排気系統) (5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(1)) (6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(2)) (7) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室室内・局所排気系統(3)) (8) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃水処理室内排気系統) (10) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (洗濯室局所排気系統) (11) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(1)) (12) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (フィルタ室(1)室内排気系統)	

表ト設一気 38 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/4)

変更内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (3) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (4) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (5) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (6) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (7) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (8) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (9) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (10) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (11) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。 (12) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補強する。
------	---

表ト設一気 38 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (3/4)

員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式 (9) 1 式 (10) 1 式 (11) 1 式 (12) 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 38
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場に設置する。

表ト設一気 38 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 [647] 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第 3 類耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 2-1、図ト系 2-2、図ト系 2-3、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-6、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-9、図ト系 2-10、図ト系 2-11、図ト系 2-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 39 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {648} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 排気ダクト・ダンパ (高性能 エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 工場棟 成型工場 (4) 工場棟 成型工場 (5) 工場棟 成型工場 (6) 工場棟 成型工場 (7) 工場棟 成型工場 (8) 工場棟 成型工場 (9) 工場棟 成型工場 (10) 工場棟 成型工場 (11) 工場棟 成型工場 (12) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (13) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (14) 工場棟 成型工場
機器名		気体廃棄設備(2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (燃料棒溶接室室内排気系 統) (2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (燃料棒溶接室、燃料棒補 修室局所排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット貯蔵室室内排気 系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室室内排気 系統) (5) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室局所排気 系統(1)) (6) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室局所排気 系統(2)) (7) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室室内・局 所排気系統(3)) (8) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室局所排 気系統(4)) (9) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃水処理室室内排気系統) (10) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (洗濯室局所排気系統) (11) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (作業室室内排気系統(1)) (12) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物缶詰室局所排気 系統(1)) (13) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物一時貯蔵所室内 排気系統) (14) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (フィルタ室(1)室内排気 系統)

表ト設一気 39 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(2) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(3) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(4) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(5) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(6) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(7) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(8) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(9) 改造 ・ 補強する。</p> <p>(10) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(11) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(12) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(13) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(14) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)し、排気ダクトに防火材を布設する。</p>
-------------	--

表ト設一気 39 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (3/4)

員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式 (9) 1 式 (10) 1 式 (11) 1 式 (12) 1 式 (13) 1 式 (14) 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 39
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場及び放射線管理棟に設置する。


表ト設一気39 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表(4/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {648} 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) 第1類、第2類 耐震重要度分類第1類及び第2類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系2-1、図ト系2-2、図ト系2-3、図ト系2-4、図ト系2-5、図ト系2-6、図ト系2-7、図ト系2-8、図ト系2-9、図ト系2-10、図ト系2-11、図ト系2-13、図ト系2-15、図ト系2-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 40 気体廃棄設備(2)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	気体廃棄設備(2)
設置場所		{650} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2))	給気ダクト・ダンパ
機器名		(1) 工場棟 成型工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 工場棟 成型工場 (4) 工場棟 成型工場 (5) 工場棟 成型工場 (6) 工場棟 成型工場 (7) 工場棟 成型工場	
変更内容		気体廃棄設備(2) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ (燃料棒溶接室、燃料棒補修室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ (ペレット貯蔵室給気系統) (3) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(1)) (4) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(2)) (5) 給気ダクト・ダンパ (作業室、廃棄物缶詰室給気系統) (6) 給気ダクト・ダンパ (廃水処理室、洗濯室、作業室、廃棄物缶詰室、廃棄物一時貯蔵所、更衣室(2)給気系統) (7) 給気ダクト・ダンパ (検査室給気系統)	
員数		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 (4) 改造 ・ 補強する。 (5) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の給気ダクト及び逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)する。 (6) 改造 ・ 補強する。 (7) 改造 ・ 補強する。	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ	
	主要な構造材	別表ト設一気 40	
	寸法(単位:mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
		(4)	
	(5)		
	(6)		
	(7)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	

表ト設一気 40 気体廃棄設備(2) 給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第 1 類とする。 {650} 給気ダクト・ダンパ 第 1 類、第 3 類 耐震重要度分類第 1 類及び第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系 2-19、図ト系 2-20、図ト系 2-21、図ト系 2-22、図ト系 2-24、図ト系 2-25、図ト系 2-26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 41 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (1/4)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {640} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {651} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(2)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所	<p>(1) 工場棟 成型工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 工場棟 成型工場 (4) 工場棟 成型工場 (5) 工場棟 成型工場 (6) 工場棟 成型工場 (7) 工場棟 成型工場 (8) 工場棟 成型工場 (9) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (10) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (11) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (12) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (13) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (14) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (15) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (16) 工場棟 成型工場、放射線管理棟 (17) 工場棟 成型工場、放射線管理棟</p>	
機器名	<p>気体廃棄設備(2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット貯蔵室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室内排気系統) (5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(1)) (6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(2)) (7) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室内・局所排気系統(3)) (8) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃水処理室内排気系統) (10) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (洗濯室局所排気系統) (11) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(1)) (12) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(2)) (13) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物缶詰室局所排気系統(1)) (14) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物缶詰室局所排気系統(2)) (15) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物一時貯蔵所室内排気系統) (16) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (更衣室(2)室内排気系統) (17) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (検査室局所排気系統)</p>	

表ト設一気 41 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・ダクトのルートを変更する。 ・補強する。</p> <p>(2) 改造 ・補強する。</p> <p>(3) 改造 ・補強する。</p> <p>(4) 改造 ・補強する。</p> <p>(5) 改造 ・補強する。</p> <p>(6) 改造 ・補強する。</p> <p>(7) 改造 ・補強する。</p> <p>(8) 改造 ・補強する。</p> <p>(9) 改造 ・補強する。</p> <p>(10) 改造 ・補強する。</p> <p>(11) 改造 ・補強する。</p> <p>(12) 改造 ・補強する。 ・ダクトの材質を変更する。</p> <p>(13) 改造 ・補強する。</p> <p>(14) 改造 ・補強する。</p> <p>(15) 改造 ・ダクトのルートを変更する。 ・補強する。 ・ダクトの材質を変更する。</p> <p>(16) 改造 ・補強する。</p> <p>(17) 改造 ・ダクトのルートを変更する。 ・補強する。</p>
-------------	---

表ト設一気 41 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (3/4)

員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式 (9) 1 式 (10) 1 式 (11) 1 式 (12) 1 式 (13) 1 式 (14) 1 式 (15) 1 式 (16) 1 式 (17) 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 41
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/> (15) <input type="text"/> (16) <input type="text"/> (17) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物	

表ト設一気 41 気体廃棄設備(2)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場及び放射線管理棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 {651} 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第 3 類耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設 11] 火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性のダクトは不燃性のダクトに変更する。 [11.7-設 8] 水素の滞留防止のために排気口を配置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 8] 非管理区域を通過しない設計とする。 [20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 2-1、図ト系 2-2、図ト系 2-3、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-6、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-9、図ト系 2-10、図ト系 2-11、図ト系 2-12、図ト系 2-13、図ト系 2-14、図ト系 2-15、図ト系 2-16、図ト系 2-17	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 42 気体廃棄設備(3)給気ファン(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {654} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 給気ファン {662} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		加工棟 成型工場 フィルタ室
機器名		気体廃棄設備(3) 給気ファン 給気ファン(燃料棒溶接室給気系統)
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基 [AHU-4]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 42
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気42 気体廃棄設備(3) 給気ファン(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {654} (給気ファン(空調機給気ファンを含む)) 第3類 本体部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気42、図ト設一気3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気3、図ト系3-15、図ト設一気3、図ト制一気4、図ト制配一気3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 43 気体廃棄設備(3)給気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {654} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 給気ファン {662} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 機械室 (2) 加工棟 成型工場 機械室 (3) 加工棟 成型工場 機械室 (4) 加工棟 成型工場 機械室	
機器名	気体廃棄設備(3) 給気ファン (1) 給気ファン (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) (2) 給気ファン (ペレット加工室給気系統(2)) (3) 給気ファン (ペレット貯蔵室給気系統) (4) 給気ファン (フィルタ室給気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし	
員数	1 式 (1) 1 基 [AHU-2] (2) 1 基 [AHU-1] (3) 1 基 [AHU-3] (4) 1 基 [SF-1]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 43
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 43 気体廃棄設備(3)給気ファン(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {654} (給気ファン) 第 3 類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 43、図ト設一気 3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気 3、図ト系 3-12、図ト系 3-13、図ト系 3-14、図ト系 3-16、図ト設一気 3、図ト制一気 4、図ト制配一気 3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 44 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {655} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 排気ファン {662} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 給排気ファンの起動停止インターロック {665} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 負圧警報装置
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (2) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (3) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (4) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (5) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (6) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (7) 加工棟 成型工場 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(3) 排気ファン (1) 排気ファン (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気ファン (ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 排気ファン (ペレット加工室局所排気系統(2)) (4) 排気ファン (ペレット貯蔵室内排気系統) (5) 排気ファン (燃料棒溶接室内排気系統) (6) 排気ファン (燃料棒溶接室局所排気系統) (7) 排気ファン (フィルタ室室内排気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・ 被水防護カバーを設置する。 (3) 改造 ・ 被水防護カバーを設置する。 (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 改造 ・ 被水防護カバーを設置する。 (7) 変更なし	
員数	1 式 (1) 1 基 [RF-1] (2) 2 基 [EF-2-1、EF-2-2] (3) 2 基 [EF-1-1、EF-1-2] (4) 1 基 [RF-2] (5) 1 基 [RF-3] (6) 2 基 [EF-3-1、EF-3-2] (7) 1 基 [EF-4]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 44
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気44 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト（建物境界を除く）は耐震重要度分類第3類とする。 {655}（排気ファン）第2類 本体部材：—（高剛性のためボルト評価で代表） 本体アンカーボルト：別表ト設一気44、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備（排気ファン、制御盤）高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設 5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件（排気ファンの全停止）においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設 71] 廃棄能力（各系統合計で60,000m ³ /時以上）を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一気3、図ト系3-1、図ト系3-2、図ト系3-4、図ト系3-8、図ト系3-9、図ト系3-10、図ト系3-11、図ト設一気1、図ト制一気4、図ト制配一気3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 45 気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (3)) 気体廃棄設備 (3) {656} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (3)) 高性能エアフィルタ
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (2) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (3) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (4) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (5) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (6) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (7) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (8) 加工棟 成型工場 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(3) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 高性能エアフィルタ (ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 高性能エアフィルタ (ペレット加工室室内排気系統(2)) (4) 高性能エアフィルタ (ペレット加工室局所排気系統(2)) (5) 高性能エアフィルタ (ペレット貯蔵室室内排気系統) (6) 高性能エアフィルタ (燃料棒溶接室室内排気系統) (7) 高性能エアフィルタ (燃料棒溶接室局所排気系統) (8) 高性能エアフィルタ (フィルタ室室内排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ アンカーボルトを追加する。 ・ 架台を補強する。 (2) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (3) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (4) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (5) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (6) 改造 ・ アンカーボルトを追加する。 ・ 架台を補強する。 (7) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (8) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。	

表ト設一気 45 気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/3)

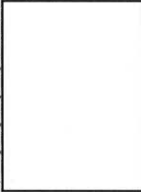
員数	1式 (1) 9×2個 [052-1~052-9 前後] (2) 6×2個 [043-7 前後、043-8 前後、044-9~044-12 前後] (3) 2×2個 [041-1 前後、041-2 前後] (4) 4×2個 [042-3~042-6 前後] (5) 1×2個 [046 前後] (6) 9×2個 [053-1~053-9 前後] (7) 2×2個 [045-13 前後、045-14 前後] (8) 2×2個 [051-15 前後、051-16 前後]	
一般仕様	型式	(1) バンク型 (2) セルフコンテナツ型 (3) セルフコンテナツ型 (4) セルフコンテナツ型 (5) セルフコンテナツ型 (6) バンク型 (7) セルフコンテナツ型 (8) セルフコンテナツ型
	主要な構造材	別表ト設一気 45
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2段: 99.997%以上、2段(バンク型): 99.9%以上
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。

表ト設-気 45 気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とする。 {656}（高性能エアフィルタ架台） 第2類 支持脚部材： 別表ト設-気 45 支持脚アンカーボルト： 別表ト設-気 45、図ト設-気 2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。 [11.7-設 12] 高性能エアフィルタは水素爆発の影響を受けない設計とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタ（2段）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配-気 3、図ト系 3-1、図ト系 3-2、図ト系 3-3、図ト系 3-4、図ト系 3-8、図ト系 3-9、図ト系 3-10、図ト系 3-11、図ト設-気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 46 気体廃棄設備(3)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(3))	気体廃棄設備(3)
設置場所		{657} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(3)) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	
機器名		(1) 加工棟 成型工場 機械室 (2) 加工棟 成型工場 機械室 (3) 加工棟 成型工場 機械室 (4) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (5) 加工棟 成型工場 機械室	
変更内容		気体廃棄設備(3) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) (2) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット加工室給気系統(2)) (3) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(ペレット貯蔵室給気系統) (4) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(燃料棒溶接室給気系統) (5) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(フィルタ室給気系統)	
員数		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし	
一般仕様	型式	1 式	
	主要な構造材	(1) 2 個 (2) 1 個 (3) 2 個 (4) 2 個 (5) 1 個	
	寸法(単位:mm)	逆止ダンパ	
		別表ト設一気 46	
		(1)	
		(2)	
	(3)		
	(3)		
	(4)		
	(4)		
	(5)		
その他の構成機器		-	
その他の性能		-	
取扱う核燃料物質の状態		-	

表ト設一気 46 気体廃棄設備(3)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第 1 類に分類する。 {657} 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ※第 1 類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気 3、図ト系 3-12、図ト系 3-13、図ト系 3-14、図ト系 3-15、図ト系 3-16、図ト設-気 13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 47 気体廃棄設備(3)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (1/2)

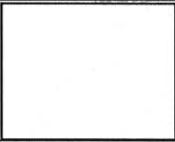
事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {658} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 排気塔 (2) 加工棟 成型工場 排気塔 (3) 加工棟 成型工場 排気塔 (4) 加工棟 成型工場 排気塔 (5) 加工棟 成型工場 排気塔 (6) 加工棟 成型工場 排気塔 (7) 加工棟 成型工場 フィルタ室
機器名		気体廃棄設備(3) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (1) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室局所排気系統(2)) (4) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット貯蔵室室内排気系統) (5) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (燃料棒溶接室室内排気系統) (6) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (燃料棒溶接室局所排気系統) (7) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (フィルタ室室内排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし
員数		1 式 (1) 1 個 (2) 1 個 (3) 1 個 (4) 1 個 (5) 1 個 (6) 1 個 (7) 1 個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 47
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 47 気体廃棄設備(3)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 (658) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ※第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気3、図ト系3-1、図ト系3-2、図ト系3-4、図ト系3-8、図ト系3-9、図ト系3-10、図ト系3-11、図ト設-気13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 48 気体廃棄設備(3)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3))	気体廃棄設備(3)
設置場所		{659} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3))	給気ダクト・ダンパ
機器名		(1) 加工棟 成型工場 (2) 加工棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 加工棟 成型工場 (5) 加工棟 成型工場	
変更内容		気体廃棄設備(3) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) (2) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(2)) (3) 給気ダクト・ダンパ (ペレット貯蔵室給気系統) (4) 給気ダクト・ダンパ (燃料棒溶接室給気系統) (5) 給気ダクト・ダンパ (フィルタ室給気系統)	
員数		(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 (4) 改造 ・ 補強する。 (5) 改造 ・ 補強する。	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ	
	主要な構造材	別表ト設一気 48	
	寸法 (単位 : mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
		(4)	
	(5)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	

表ト設一気 48 気体廃棄設備(3)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 {659} 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系 3-12、図ト系 3-13、図ト系 3-14、図ト系 3-15、図ト系 3-16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 49 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (3)) 気体廃棄設備 (3) {660} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (3)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 (2) 加工棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 加工棟 成型工場 (5) 加工棟 成型工場 (6) 加工棟 成型工場 (7) 加工棟 成型工場 (8) 加工棟 成型工場
機器名		気体廃棄設備(3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室内排気系統(2)) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(2)) (5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット貯蔵室内排気系統) (6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室内排気系統) (7) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室局所排気系統) (8) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (フィルタ室内排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 (4) 改造 ・ 補強する。 (5) 改造 ・ 補強する。 (6) 改造 ・ 補強する。 (7) 改造 ・ 補強する。 (8) 改造 ・ 補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式

表ト設一気 49 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	ダクト・ダンパ	
	主要な構造材	別表ト設一気 49	
	寸法 (単位: mm)	(1)	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div>
		(2)	
		(3)	
		(4)	
	(5)		
	(6)		
	(7)		
	(8)		
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物	

表ト設一気 49 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 {660} 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第 3 類耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系 3-1、図ト系 3-2、図ト系 3-3、図ト系 3-4、図ト系 3-8、図ト系 3-9、図ト系 3-10、図ト系 3-11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 50 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {661} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 排気ダクト・ダンパ (高性能 エアフィルタ～排気塔)
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 (2) 加工棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 加工棟 成型工場 (5) 加工棟 成型工場 (6) 加工棟 成型工場 (7) 加工棟 成型工場 (8) 加工棟 成型工場	
機器名	気体廃棄設備(3) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室、前室(2)、 廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室局所排気 系統(1)) (3) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室室内排気 系統(2)) (4) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット加工室局所排気 系統(2)) (5) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (ペレット貯蔵室室内排気 系統) (6) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (燃料棒溶接室室内排気系 統) (7) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (燃料棒溶接室局所排気系 統) (8) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (フィルタ室室内排気系統)	

表ト設一気 50 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(2) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(3) 改造 ・ 補強する。</p> <p>(4) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(5) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(6) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(7) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p> <p>(8) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。</p>
<p>員数</p>	<p>1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 1 式 (8) 1 式</p>

表ト設一気 50 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (3/4)

一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 50
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。

表ト設一気 50 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表(4/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {661} 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)第1類、第2類耐震重要度分類第1類及び第2類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系3-1、図ト系3-2、図ト系3-3、図ト系3-4、図ト系3-8、図ト系3-9、図ト系3-10、図ト系3-11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 51 気体廃棄設備(3)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (3)) 気体廃棄設備 (3) {663} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (3)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 (2) 加工棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 加工棟 成型工場
機器名		気体廃棄設備 (3) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) (2) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(2)) (3) 給気ダクト・ダンパ (ペレット貯蔵室給気系統) (4) 給気ダクト・ダンパ (燃料棒溶接室給気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 (4) 改造 ・ 補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 51
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気51 気体廃棄設備(3)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 {663} 給気ダクト・ダンパ 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系 3-12、図ト系 3-13、図ト系 3-14、図ト系 3-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 52 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {653} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {664} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(3)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 (2) 加工棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 加工棟 成型工場 (5) 加工棟 成型工場 (6) 加工棟 成型工場 (7) 加工棟 成型工場 (8) 加工棟 成型工場 (9) 加工棟 成型工場 (10) 加工棟 成型工場	
機器名	気体廃棄設備(3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室室内排気系統(2)) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット加工室局所排気系統(2)) (5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (前室(2)局所排気系統) (6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃液処理室局所排気系統) (7) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (工作室局所排気系統) (8) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (ペレット貯蔵室室内排気系統) (9) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室室内排気系統) (10) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (燃料棒溶接室局所排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 ・ ダクトの材質を変更する。 (4) 改造 ・ 補強する。 ・ ダクトの材質を変更する。 (5) 改造 ・ 補強する。 (6) 改造 ・ 補強する。 (7) 改造 ・ 補強する。 (8) 改造 ・ 補強する。 (9) 改造 ・ 補強する。 (10) 改造 ・ 補強する。	

表ト設一気 52 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (2/3)

員数	1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 1式 (8) 1式 (9) 1式 (10) 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 52
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場に設置する。

表ト設一気 52 気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {664} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設11] 火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性のダクトは不燃性のダクトに変更する。 [11.7-設8] 水素の滞留防止のために排気口を配置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系3-1、図ト系3-2、図ト系3-3、図ト系3-4、図ト系3-5、図ト系3-6、図ト系3-7、図ト系3-8、図ト系3-9、図ト系3-10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 53 気体廃棄設備(4)給気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {667} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給気ファン {675} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給排気ファンの起動停止イン ターロック
設置場所	(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気ファン (1) 給気ファン(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気ファン(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1 式 (1) 1 基 [SF-2] (2) 1 基 [SF-1]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 53
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 53 気体廃棄設備(4)給気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {667} (給気ファン) 第3類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 53、図ト設一気 3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気4、図ト系4-4、図ト系4-5、図ト設一気3、図ト制一気5、図ト制配一気4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 54 気体廃棄設備(4)排気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {668} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 排気ファン {675} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 給排気ファンの起動停止インターロック {678} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 負圧警報装置
設置場所	(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 排気ファン (1) 排気ファン (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン (作業室(1)、更衣室、シャワー室内排気系統) (3) 排気ファン (作業室(1)局所排気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし	
員数	1 式 (1) 1 基 [EF-2] (2) 1 基 [RF-1] (3) 2 基 [EF-1-1、EF-1-2]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 54
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気 54 気体廃棄設備(4)排気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 3 核燃料倉庫の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第 3 類とする。 {668} (排気ファン) 第 2 類 本体部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気 54、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 排気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第 1 種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 5] 廃棄設備全停止による第 1 種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設 71] 廃棄能力(各系統合計で 20,000m ³ /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の換気を行う。
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一気 4、図ト系 4-1、図ト系 4-2、図ト系 4-3、図ト設一気 1、図ト制一気 5、図ト制配一気 4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 55 気体廃棄設備(4)高性能エアフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {669} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 高性能エアフィルタ
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 高性能エアフィルタ (作業室(1)局所排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (2) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (3) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。	
員数	1 式 (1) 8×2 個 [093-1~093-4 前後、094-5~094-8 前後] (2) 4×2 個 [092-1~092-4 前後] (3) 2×2 個 [091-1 前後、091-2 前後]	
一般仕様	型式	セルフコンテナンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気 55
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2 段: 99.997%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 55 気体廃棄設備(4)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 3 核燃料倉庫の床スラブに設置する。
技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第 2 類とする。 {669}（高性能エアフィルタ架台） 第 2 類 支持脚部材： 別表ト設-気 55 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気 55、図ト設-気 2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタ（2 段）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配-気 4、図ト系 4-1、図ト系 4-2、図ト系 4-3、図ト設-気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 56 気体廃棄設備(4)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {670} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
設置場所	(1) 附属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 附属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (1) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1 式 (1) 1 個 (2) 1 個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 56
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 56 気体廃棄設備(4)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された附属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 (670) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) *第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気4、図ト系4-4、図ト系4-5、図ト設-気13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 57 気体廃棄設備(4)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {671} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 フィルタ室
機器名		気体廃棄設備(4) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (1) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし
員数		1 式 (1) 1 個 (2) 1 個 (3) 1 個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 57
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 57 気体廃棄設備(4)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 3 核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第 1 類に分類する。 (671) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) *第 1 類 ※1: ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気 4、図ト系 4-1、図ト系 4-2、図ト系 4-3、図ト設-気 13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 58 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {672} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	(1) 附属建物 第 3 核燃料倉庫 (2) 附属建物 第 3 核燃料倉庫	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (2) 改造 ・ 補強する。	
員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 58
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気 58 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 {672} 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系4-4、図ト系4-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 59 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {673} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫	
機器名	気体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(1)局所排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。 (2) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。 (3) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。	
員数	1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 59
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 59 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {673} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系4-1、図ト系4-2、図ト系4-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 60 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {674} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫
機器名		気体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 (2) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 (3) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 60
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 60 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 3 核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第 1 類とする。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 {674} 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) 第 1 類、第 2 類耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系 4-1、図ト系 4-2、図ト系 4-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 61 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4))	気体廃棄設備(4)
設置場所		{676} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4))	給気ダクト・ダンパ
機器名		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫	
変更内容		気体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
員数		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ	
	主要な構造材	別表ト設一気 61	
	寸法(単位:mm)	(1)	<input type="text"/>
		(2)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
取扱う核燃料物質の状態	-		

表ト設一気 61 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 {676} 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系4-4、図ト系4-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 62 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4))	気体廃棄設備(4)
設置場所		{677} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	
機器名		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫	
変更内容		気体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(1)局所排気系統)	
員数		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ	
	主要な構造材	別表ト設一気 62	
	寸法 (単位: mm)	(1)	<input type="text"/>
		(2)	<input type="text"/>
		(3)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物		

表ト設一気 62 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {677} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系4-1、図ト系4-2、図ト系4-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 63 気体廃棄設備(5)給気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {680} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 給気ファン {688} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		付属建物 第 1 廃棄物処理所 屋外
機器名		気体廃棄設備(5) 給気ファン(廃棄物処理室・排気室給気系統)
変更内容		変更なし
員数		1 式 1 基 [SF-B2]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 63
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 63 気体廃棄設備(5)給気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {680} (給気ファン) 第3類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 63、図ト設-気 3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設15] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも作動できる設計とする。 [8.1-設17] 降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気 5、図ト系 5-3、図ト設-気 3、図ト制-気 6、図ト制配-気 5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 64 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {681} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 排気ファン {688} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 給排気ファンの起動停止インターロック {691} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 負圧警報装置 (第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)
設置場所		(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 排気室 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 排気室
機器名		気体廃棄設備(5) 排気ファン (1) 排気ファン (廃棄物処理室・排気室内排気系統) (2) 排気ファン (廃棄物処理室・排気室局所排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1 式 (1) 1 基 [EF-B1] (2) 3 基 [EF-A1、EF-A2、EF-A3]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 64
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 64 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {681} (排気ファン) 第2類 本体部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気 64、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設71] 廃棄能力(各系統合計で20,000m ³ /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 5、図ト系 5-1、図ト系 5-2、図ト設一気 1、図ト制一気 6、図ト制配一気 5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 65 気体廃棄設備(5)高性能エアフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {682} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 高性能エアフィルタ
設置場所	(1) 付属建物 第1廃棄物処理所 排気室 (2) 付属建物 第1廃棄物処理所 排気室	
機器名	気体廃棄設備(5) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ(廃棄物処理室・排気室室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ(廃棄物処理室・排気室局所排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。 (2) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。	
員数	1 式 (1) 4×2 個 [172-1~172-4 前後] (2) 12×2 個 [161-1~161-4 前後、162-1~162-4 前後、163-1~163-4 前後]	
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気 65
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2 段 : 99.997%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 65 気体廃棄設備(5)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第 2 類とする。 {682}（高性能エアフィルタ架台） 第 2 類 支持脚部材： 別表ト設一気 65 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気 65、図ト設一気 2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタ（2 段）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 5、図ト系 5-1、図ト系 5-2、図ト設一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 66 気体廃棄設備(5)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {683} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
設置場所		付属建物 第 1 廃棄物処理所
機器名		気体廃棄設備(5) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (廃棄物処理室・排気室給気系統)
変更内容		新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。
員数		1 式 1 個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 66
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 66 気体廃棄設備(5)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第2類に分類する。 (683) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ※第2類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。
	添付図	図ト系 5-3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 67 気体廃棄設備(5)排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(5)） 気体廃棄設備(5) {684} 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(5)） 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）
設置場所	(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所	
機器名	気体廃棄設備(5) 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） (1) 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（廃棄物処理室・排気室室内排気系統） (2) 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（廃棄物処理室・排気室局所排気系統）	
変更内容	(1) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。 (2) 改造 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。	
員数	1 式 (1) 1 個 (2) 3 個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 67
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 67 気体廃棄設備(5)排気逆流防止ダンプ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンプに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンプは耐震重要度分類第2類に分類する。 {684} 排気逆流防止ダンプ(屋外との境界部) *第2類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンプ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンプを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンプを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系5-1、図ト系5-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 68 気体廃棄設備(5)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {685} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	付属建物 第 1 廃棄物処理所	
機器名	気体廃棄設備(5) 給気ダクト・ダンパ(廃棄物処理室・排気室給気系統)	
変更内容	改造 ・ 補強する。	
員数	1 式 1 式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 68
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気 68 気体廃棄設備(5)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所に設置する。また、一部のダクトは十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 {685} 給気ダクト・ダンパ 第 3 類 耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置するダクトは、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設 13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設 17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設 4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 5-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 69 気体廃棄設備(5)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {686} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、 設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所
機器名		気体廃棄設備(5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室・排気 室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室・排気 室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式
一般 仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 69
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 69 気体廃棄設備(5)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {686} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 5-1、図ト系 5-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 70 気体廃棄設備(5)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {687} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所
機器名		気体廃棄設備(5) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物処理室・排気室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物処理室・排気室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。 (2) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 70
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一氣70 気体廃棄設備(5)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所に設置する。また、一部のダクトは十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第2類とする。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 (687) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) 第2類 耐震重要度分類第2類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] 屋外に設置するダクトは、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系5-1、図ト系5-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気71 気体廃棄設備(5)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {689} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	付属建物 第1廃棄物処理所	
機器名	気体廃棄設備(5) 給気ダクト・ダンパ(廃棄物処理室・排気室給気系統)	
変更内容	改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の給気ダクト及び逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm以上)する。	
員数	1式 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気71
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 71 気体廃棄設備(5)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第 2 類とする。 {689} 給気ダクト・ダンパ 第 2 類、第 3 類 耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 5-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 72 気体廃棄設備(5)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {690} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、 設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 附属建物 第 1 廃棄物処理所 (2) 附属建物 第 1 廃棄物処理所
機器名		気体廃棄設備(5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室・排気 室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室・排気 室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 72
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 72 気体廃棄設備(5)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 {690} 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第 3 類耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 5-1、図ト系 5-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 73 気体廃棄設備(5) スクラバ (局所排気系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {692} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(5)) スクラバ (局所排気系統)
設置場所	付属建物 第 1 廃棄物処理所 屋外	
機器名	気体廃棄設備(5) スクラバ (局所排気系統) (廃棄物処理室・排気室局所排気系統)	
変更内容	変更なし	
員数	1 式 1 基	
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 73
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類)
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気 73 気体廃棄設備(5) スクラバ (局所排気系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) {692} (スクラバ) 第2類 本体部材: <input type="text"/> 本体アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設 13] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設 17] 降水の影響は受けないように屋外設置可能な <input type="checkbox"/> 製とする。 [8.1-設 19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 23] 屋外スクラバは生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設 4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。 [99-設 6] 排気中の酸性ガスを中和する。 [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。	
添付図	図ト配-気 5、図ト系 5-2、図ト設-気 7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設一気 74 気体廃棄設備(6)空調機給気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) {694} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 空調機給気ファン {704} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 給排気ファンの起動停止イン ターロック
設置場所		(1) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 給気室 (2) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 給気室
機器名		気体廃棄設備(6) 空調機給気ファン (1) 空調機給気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統) (2) 空調機給気ファン(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室給気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1 式 (1) 1 基 [AHU-2] (2) 1 基 [AHU-1]
一 般 仕 様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 74
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 74 気体廃棄設備(6)空調機給気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {694} (空調機給気ファン) 第 3 類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気 74、図ト設一気 3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンを設置することにより、第 1 種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 6、図ト系 6-5、図ト系 6-6、図ト設一気 3、図ト制一気 7、図ト制配一気 6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気75 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) {695} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 排気ファン {691} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用) {704} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (3) 付属建物 第2廃棄物処理所 排気室 (4) 付属建物 第2廃棄物処理所 排気室
機器名		気体廃棄設備(6) 排気ファン (1) 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室内排気系統) (2) 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 排気ファン(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室内排気系統) (4) 排気ファン(廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし
員数		1式 (1) 1基 [EF-3] (2) 2基 [EF-4-1、EF-4-2] (3) 1基 [EF-1] (4) 2基 [EF-2-1、EF-2-2]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気75
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気75 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2 廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {695} (排気ファン) 第2類 本体部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気75、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏れ時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設71] 廃棄能力(各系統合計で32,000m ³ /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気6、図ト系6-1、図ト系6-2、図ト系6-3、図ト系6-4、図ト設-気1、図ト制-気7、図ト配-気6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 76 気体廃棄設備(6)高性能エアフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) {696} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(6)) 高性能エアフィルタ
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (3) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 排気室 (4) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 排気室
機器名		気体廃棄設備(6) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 高性能エアフィルタ (廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室内排気系統) (4) 高性能エアフィルタ (廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 (3) 変更なし (4) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。
員数		1 式 (1) 4×2 個 [193-1~193-4 前後] (2) 8×2 個 [191-1~191-4 前後、192-1~192-4 前後] (3) 4×2 個 [183-1~183-4 前後] (4) 6×2 個 [181-1 前後、181-2 前後、182-1~182-4 前後]
一般仕様	型式	(1) バンク型 (2) セルフコンテナ型 (3) バンク型 (4) セルフコンテナ型
	主要な構造材	別表ト設一気 76
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2 段: 99.997%以上、2 段(バンク型): 99.9%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気 76 気体廃棄設備(6)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第 2 類とする。 (696) (高性能エアフィルタ架台) 第 2 類 支持脚部材: 別表ト設一気 76 支持脚アンカーボルト: 別表ト設一気 76、図ト設一気 2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタ (2 段) を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気 6、図ト系 6-1、図ト系 6-2、図ト系 6-3、図ト系 6-4、図ト設一気 2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 77 気体廃棄設備(6)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)
仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) {697} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室
機器名		気体廃棄設備(6) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統)
変更内容		新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。
員数		1 式 1 個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 77
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 77 気体廃棄設備(6)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 (697) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟) ※第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気6、図ト系6-5、図ト設-気13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 78 気体廃棄設備(6)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)
仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) {698} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)
設置場所		(1) 付属建物 第2廃棄物処理所 (2) 付属建物 第2廃棄物処理所
機器名		気体廃棄設備(6) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所) (1) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統) (2) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室給気系統)
変更内容		(1) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。 (2) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。
員数		1式 (1) 2個 (2) 1個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気78
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—